

私たちは社会保険労務士です。



専門の研修を受けた会員が、成年後見人として
「高齢者」や「障がい者」を保護・支援します。

「社会保険労務士」は、「公的年金制度」や「医療保険制度」の専門家です。

社会保険労務士
業務の例

老齢年金、障害年金、遺族年金等公的年金の請求手続き
浮いた年金、消えた年金の遡及請求、介護保険や医療保険の手続き

〈こんな時に相談しましょう〉

◆事例1

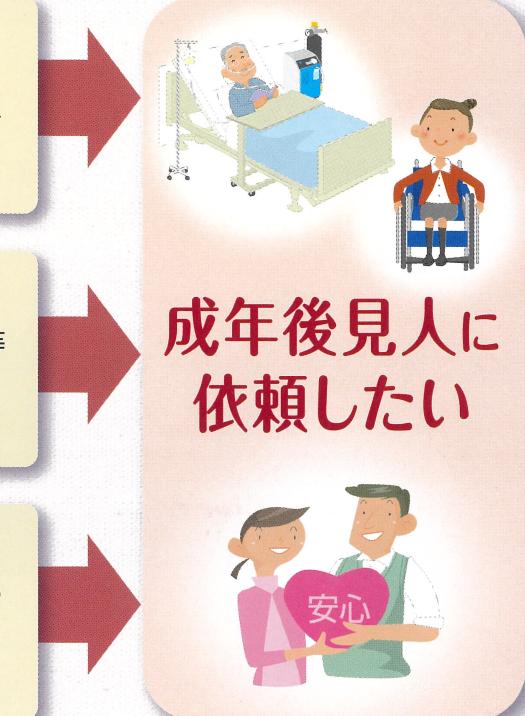
認知症の父は独り暮らしで高齢、家族が遠く離れている。
老齢年金の請求、入院手続き、施設への入所契約等を父が
自分でできない。

◆事例2

母の年金が母の為に使われていない、母の年金や預貯金等の財産管理ができていない。

◆事例3

知的障がいを負っている子供の将来が心配、障害年金の請求手続きをしたり、詐欺や悪徳商法の被害をうけないように保護する必要がある。



一般社団法人
社労士成年後見センター愛知

〒456-0032 名古屋市熱田区三本松町3番1号
TEL (052) 881-7878 FAX (052) 889-2803

愛知県社会保険労務士会

〒456-0032 名古屋市熱田区三本松町3番1号
TEL (052) 889-2800 FAX (052) 889-2803

社会保険労務士による

成年後見制度

成年後見制度は判断能力が低下した
高齢者や障がい者を保護・支援する大切な制度です。

老齢年金

障害年金

労働関係

介護保険

入院契約
医療保険

住居の確保

不動産管理

成年後見人



遺族年金

施設の
入退所

金銭管理

医療費の
支払い

入院契約
施設入所契約
売買契約

法律行為
身上監護
不動産管理

生活費
預貯金
医療費
年金

無料相談
実施中

TEL.052-881-7878

名古屋市熱田区三本松町3-1 社会保険労務士会館内 相談室
第2・第4水曜日(祝日等は除く) 午後 1時30分～午後 4時まで

一般社団法人 社労士成年後見センター愛知

法定後見制度の概要

※法務省ホームページより引用

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをできる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為(注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(注2)(注3)(注4)	同上(注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左(注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

(注1) 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

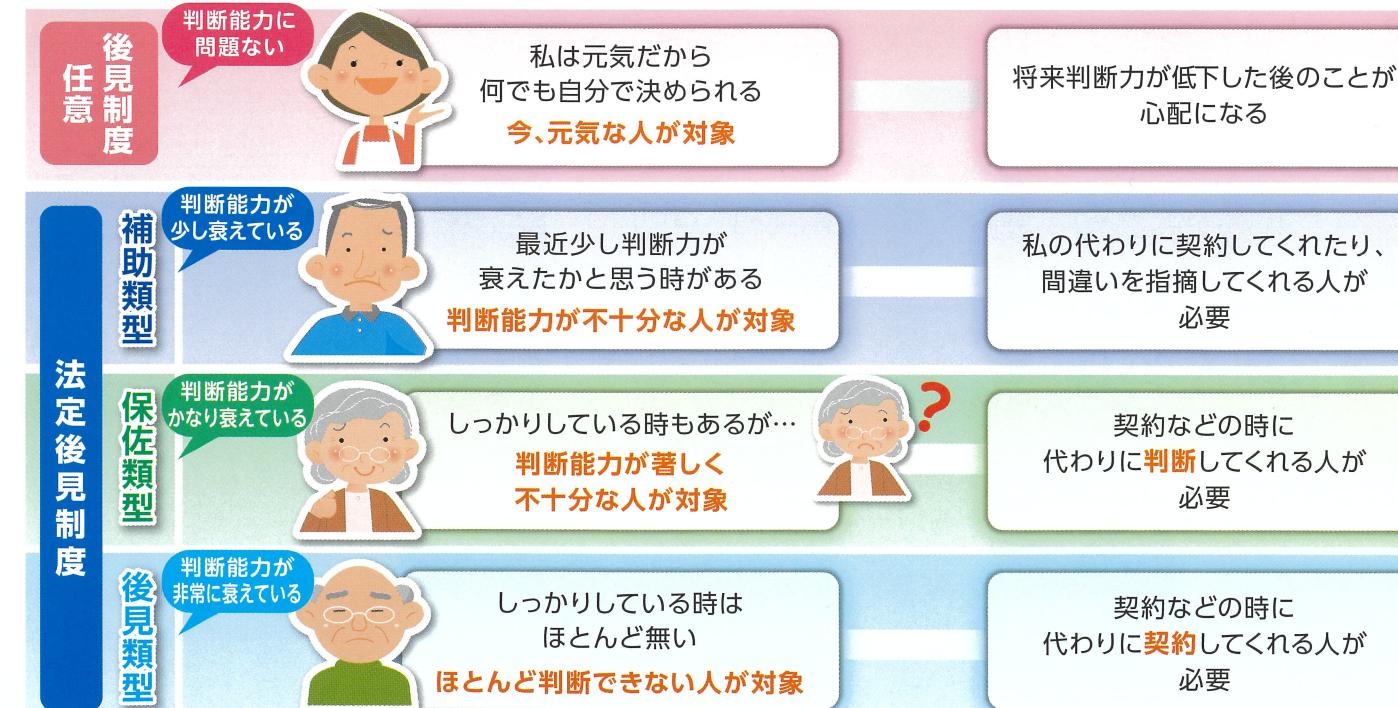
(注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

(注4) 日常生活に関する行為は除かれます。

任意後見制度の概要

◆判断力があるうちに、将来の代理人(任意後見受任者)を決めて、自分の判断力が不十分になった場合に備えて、予め将来の代理人との間で「任意後見契約」を公正証書で締結しておく制度です。

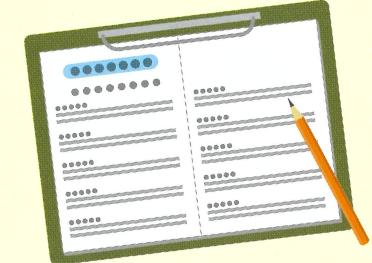
利用手順



「一般社団法人 社労士成年後見センター愛知」の構成

後見人候補者名簿

- ◆専門の厳しい研修を受けた会員だけが登録されます。
- ◆被後見人のお住まいの地域等を考慮して「後見人候補者名簿」の中からご紹介させていただきます。



会員への管理指導の徹底

- ◆後見人となった会員に対しては「定期的な報告」、「定期的な指導」を徹底する等して様々な出来事に対応します。

法人としての支援

- ◆制度を利用される方が、若い方の場合等1人の会員で支援することが困難と思われる場合は、家庭裁判所の判断により、当会の2人以上の会員で後見人を引き受けたり、当法人(一般社団法人 社労士成年後見センター愛知)自体が後見人となって保護・支援することも可能です。

法定後見人の報酬

- ◆法定後見人の報酬は、全ての事情を考慮して家庭裁判所が決めます。

任意後見人の報酬

- ◆任意後見契約で定めることとなります。



東京法務局

